

令和7年5月14日

内閣府公益法人行政担当室 御中

一般社団法人 信 託 協 会

「公益信託に関する法律施行令（案）」等に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「公益信託に関する法律施行令（案）」等に関する意見について

1. 公益信託に関する法律施行令（案）に関する意見

番号	該当箇所	意見等
1	第1条第3号～第5号	「特別の利益を与えてはいけない者の範囲」について、施行準備研究会（第3回）資料1・p8では「利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が社会通念等から判断して合理性を欠く経済的な利益の供与その他の優遇に当たるかであり、公益信託事務の具体的な内容等に基づいて個別的に判断していくことが相当である。たとえば、利益を受ける者の選定過程が公平であり、透明性が確保されているなど、不特定かつ多数の者が平等に受益の機会が与えられている場合などには、これに該当しないものと考えられる。」とあるが、この考え方を、今後制定されるガイドラインに落とし込んでいただきたい。

2. 公益信託に関する法律施行規則（案）に関する意見

番号	該当箇所	意見等
2	第1条第9号	信託事務年度の定めは「一年を超えないものに限る」とされている。 他方信託業法第26条第3項も同様の規定となっているが、「計算期間が信託の設定後最初の計算期間であって2年未満である場合」等には例外が認められている（信託業法施行規則第36条第1号）。 公益信託について考える場合、例えば、令和X年5月31日に認可を受け設定された奨学金給付を目的とする公益信託が存在したとして、毎年4月～5月に募集をし、6月から給付を開始することとされていた場合、最初の1年間（令和X年5月31日～令和X+1年5月30日）は募集をかけられていないため給付を行うこともできず、公益事務割合のルールに抵触してしまう、というケースが想定され得る。 このような事態を防ぐべく、信託業法施行規則第36条第1号と同様に、設定後最初の計算期間に限り、計算期間を2年未満とすることを許容すべきと考える。
3	第1条第12号	・「委託する公益信託事務の内容」の記載粒度について、信託行為時から詳細に規定することは困難であることから、「助成事業の募集、受け付け、審査資料作成」、「信託財産運用についての助言」など、“大項目”の記載で可としていただきたい。 ・また、その旨をガイドラインで明記いただきたい。
4	第1条第14号	同号では、信託行為において、信託法第31条第1項各号に定める利益相反行為を行う場合はその旨及び当該行為の内容を記載することを求めている。 この点、信託銀行では、既存の公益信託契約において金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」）第2条第1項が準用する信託業法第29条第3項の規定に従い、信託契約書に、通知に関する事項を規定している場合がある。 新公益信託法第33条第1項による信託法第31条第3項但書、第32条第3項但書の適用排除とはかかわりなく、新公益信託法施行後も、（兼営法第2条第1項が準用する）信託業法第29条第3項の規定に従った通知に関する信託行為の定めは引き続き許容されるとの理解でよい。

番号	該当箇所	意見等
5	第2条第2項第2号	「事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類」とはどのようなものか。 ・新規認可申請の場合、添付書類である信託行為の案文に当初信託設定金額が記載されていれば、委託者の承諾書面と合わせて、予算がまかなえることが明らかであれば、別途の書類は不要と考える。 つまり、当初信託設定金額以外の寄附金収入があることを前提とした予算としている場合のみ、予算の基礎となる事実を明らかにする書面を提出すると理解している。 ・移行認可の場合、前年度の公益信託の計算書類で予算がまかなえることが明らかであれば、別途の書類は不要と考える。
6	第2条第3項第1号	・信託管理人について、「個人番号カードの写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類として行政庁が『適当と認めるもの』」とはどのようなものと想定されているか。運転免許証の写し程度でよいのか、住民票、印鑑証明書等なのか。 ・個人番号カードの写しを使用する場合、個人番号はマスキング処理をすることを想定しているのか。 ・現在、殆どの主務官庁の公益信託引受許可基準においては、信託管理人について「本人であることを確認するに足りる書類」の提出を必要としていない。旧信託法の時点(2017年頃まで)では、印鑑証明書の添付を要する主務官庁もあったが、現在ではほとんどの主務官庁において提出不要であるため、少なくとも既存の公益信託が新法への移行申請を行うに際しては、同書類の提出に関し適用除外とされたい。
7	第8条	①「公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項」について 内容が不明確ではないか。信託報酬の中に明確に含まれる個別の費用に限って記載することが考えられるが、そのようなものは信託報酬に含めず通常は費用として計上される。 また、受託者の負担する費用を記載するという趣旨であるとする、受託者が法人の場合はその損益計算書の細目だけの種類の費用があり、それを個別の公益信託に按分することはおよそ不可能である。 ②共同受託者間の信託報酬の開示 資産管理専門信託銀行との共同受託のように、複数の信託銀行による共同受託の場合で、信託行為に信託報酬の共同受託者間の配分方法について個別の信託行為により定めず、共同受託者間の別途の合意により公益信託の外側で配分することがある。このような場合、共同受託者間の信託報酬の配分方法を信託行為に定めたり、信託報酬の支払い基準として開示することができないため、このような開示を求めることにも反対する。
8	第9条第5号	公益信託に関する法律第8条第12号の「他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産」として「信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利」が挙げられているが、この信託自体は「他の団体」に該当しないという理解でよいのか。 仮に該当する場合、委託者・受益者が単独である信託契約を公益信託の受託者として締結することは全て禁止されることになってしまう。 本条項の趣旨は公益信託の受託者が公益信託の信託財産として信託受益権を保有することで会社その他の法人等の意思決定に関与することを防止する趣旨であると推測するが、そうであれば、よりわかりやすい表現であると有難い。 また、第9条第5号は、株式等の第1号から第4号と第6号の権利を信託財産とし、委託者や受益者である公益信託の受託者が実質的にその議決権を行使できる場合に限るという理解でよいのか。信託財産に第1号から第4号と第6号の権利が含まれる場合でも公益信託の受託者が意思決定に関与しない仕組みとなっている場合は「信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利」はないとされるべきである。

番号	該当箇所	意見等
9	第 11 条第 5 号、第 6 号 第 14 条第 2 項第 3 号	第 5 号では「法第 4 条第 2 項各号に掲げるものの変更を除く」とされており、法第 4 条第 2 項 4 号のその他内閣府令で定める事項として、本内閣府令案第 1 条各号に定めるものの変更は軽微変更該当しないこととなるため、信託行為の変更をする場合には、軽微変更該当するものが事実上ほとんど存在しない。 対応策としては、公益信託事務処理の方法等詳細などの軽微な事項は信託行為に記載せず、別途受託者が定める実施要領等に委ねることが考えられるが、常にそのような手続きを踏まなければならないというのも迂遠であることから、信託行為に記載した事項でも、受託者が単独で変更できる事項（信託行為にその旨が記載されている場合または信託法第 149 条第 2 項第 2 号を公益信託法第 33 条により読み替える場合）については軽微変更とできるように、第 6 号の告示事項とするなどの対応をしていただきたい。 ※信託法第 149 条第 2 項第 2 号は「信託目的に反しないこと及び信託目的の達成のために必要であること」と読み替えられる なお、第 14 条第 2 項第 3 号は合意を要さない信託の変更については適用されないことも合わせて確認したい。
10	第 23 条第 1 項第 2 号ロ	「公益充実活動等ごと」の区分は、例えば、周年行事のための積立、学生寮を拡大するために新たに不動産を取得するための資金に充てるため等、個別具体的な目的ごとに記載するとの理解でいいか。
11	第 23 条第 1 項第 3 号	公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩すことを想定していない場合でも、信託行為に特別の手続きを定めるという趣旨か。つまり、信託行為に定めがなければ公益充実資金は積み立てることができないという理解でよいか。その場合、信託の変更により、認可後に特別の手続きを定めることもできるという理解でよいか。
12	第 24 条、第 25 条	・第 25 条で公益事務割合が 70%を恒常的に下回るような事業構造の公益信託を認めないとしていることは、柔軟な公益活動を阻害するものであり、例外措置を認めるべき（施行規則案第 28 条～第 30 条以外の措置があるべき）である。 ・公益信託報酬が、一律「公益信託管理費用額」に分類されることが示されているが、公益信託報酬には公益法人では公益事務に含まれるような内容も含まれることから、公益法人との比較ではイコール・フッティングとは言えない。また、公益信託報酬に含まれる「公益事務の実施に係る事業費」、例えば公益事務に直接従事する職員の人件費などは、その具体的な金額を算出できない限り同事業費に振り替えることは許されないとの考えが示されていた（施行準備研究会（第 2 回）資料 1・p11）ところであるが、多数の公益信託を受託している信託銀行において、個々の公益信託に関し何名の職員が（しかも職員毎に給与は様々であり、異動により関与する職員は変動しうる）、その勤務時間のうち何割を当該公益信託の公益事務に充てたか、を算出することはおよそ不可能であるし、これは一般的に事業会社が公益信託の受託者となる場合にも同様と考えられる。 そこで一案として、個々の公益信託の認可申請時において、申請者が当該公益信託の事情に応じて合理的に算出した一定割合を事業費に振り替える余地があることを（ガイドライン等で）明記いただきたい。 なお「合理的に算出した一定割合」とは、上記のような具体的に算出された人件費等に基づくものではないものの、（管理費＋事業費）に占める事業費の割合が理論上概ねこの程度見込まれる、といったことを具体的根拠に基づき示すイメージである。
13	第 27 条第 2 項	公益信託では収益事務はできないため、販売目的の不動産を公益信託の財産として所有することになった場合とは、当該不動産を信託財産により購入する場合ではなく、寄付によって取得する場合に限られると理解した。 そもそも、売却を前提とした不動産を寄付により取得することが認められるのかを確認したい。 また、商品・製品は公益事務に係るもの（美術館における販売用の絵葉書など）であると理解しているが、寄付によって得た不動産は、商品には該当せず、原価もゼロであり、括弧書きの部分は不要ではないか。

番号	該当箇所	意見等
14	第 36 条第 5 項第 3 号	「取り崩すことができないものであること」について「特別の手続きが定められていること」とあるが、この「定め」は信託行為にその旨が記載されていることを指しているのか。それとも、受託者の内部規定に定められていること、を指しているのか。(第 50 条第 2 項第 1 号は法を「規定」、信託行為を「定め」と書き分けられているため確認するもの。)
15	第 39 条第 2 項 (第 40 条第 4 項)、第 48 条第 2 項 (第 49 条第 3 項)	第 39 条第 2 項は、同条第 1 項第 4 号の書類の備置きについて信託事務年度開始日の前日時点で変更がない場合、同日において当該書類を備え置いたものとみなすとしている。一方で、第 48 条第 2 項は、第 39 条第 1 項第 4 号の書類について、行政庁に提出した最も遅いものから、記載事項に変更がない場合には、提出したものとみなすとの規定がある。書類の提出は信託事務年度開始の前日までであり、備置きについては、同日で変更がなければ、備え置いたものとみなすとされているが、信託事務年度開始の前日より前に変更がないとして提出した場合も、当該信託事務年度の提出書類として取り扱われると理解してよいか (あくまで書類の備え置きの観点では、前日までは当該信託事務の書類としては取り扱わない規定であるため)、確認したい。
16	第 40 条第 1 項第 2 号イ～ハ	「寄附を受けた財産の額」・「金融商品の運用収入の額」・「資産・負債及び期末純資産の額」については、行政庁へ提出する計算書類の内容でカバーできるのではないかと。重ねて提出を求めるということであれば、受託者の負担にもなる。
17	第 40 条第 1 項第 2 号へ	海外への送金に関するリスクの低減策とはどのようなものか例示いただきたい。
18	第 43 条第 2 項	流動資産と固定資産の区分は、一般的に公正妥当と考えられる区分により受託者が判断することによいか。
19	第 45 条	複数の公益事務を行う場合、その数え方は別表の分類単位という理解で良いか。例えば奨学金であれば高校と大学があっても一つとしても、別表の分類毎の区分としてもよいのではないかと。また、別表の分類が異なる公益事務でも一体として運営するのであれば一つとしてもよいのではないかと (障がい者と高齢者の支援など)。あるいは大規模なものでなければ区分する必要もないのではないかと。

3. 公益信託法の規定により読替適用する信託法の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令 (案) に関する意見

番号	該当箇所	意見等
20	第 18 条 1 項	この読み替え規定により、信託法第 37 条第 1 項の「信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録 (公益信託の信託帳簿)」が信託法第 222 条第 2 項の「会計帳簿」だけになったと理解している。つまり、解釈の外延が広い「その他の書類」の作成・保管・開示は対象外となったと理解し、そのような条項とすることを積極的に評価する。 なお、信託法第 222 条第 2 項の「会計帳簿」とは、公益信託について本命令に従って作成する会計帳簿を指すと理解している。第 4 項も同じと理解している。
21	第 19 条	第 1 項、第 2 項により第 18 条と同様に公益信託の信託帳簿が限定されたと理解しており、本条を積極的に評価する。